公認セカンド制度に関する規定

一般社団法人日本ボクシング連盟

1 はじめに

一般社団法人日本ボクシング連盟(以下日連)主催の競技大会,又は各ブロック・都道府県主催の競技大会における「セカンド」に関する事柄については、本規定に定める。指導者の知識及び資質向上を目的とし、セカンド資格講習を行い、セカンド資格を認定する。

2 資格等級と受験資格(別表1参照)

C級

- ① 満15歳以上で最低6ヶ月以上の選手経験を有する日連登録者。 または、最低1年以上のコーチ経験を有する満16歳以上の日連登録者。
- ② 都道府県連盟の推薦を必要とする。 ※都道府県大会、招待競技会のセカンドを務めることができる。

B級

- ① 前年度以前にC級認定を受け、その間継続した指導実績等を有する満18歳以上の 日連登録者。
- ② 都道府県連盟,ブロック連盟の推薦を必要とする。 ※都道府県大会,ブロック大会のセカンドを務めることができる。

A級

- ① 前年度以前にB級認定を受け、その間継継続した指導実績を有する満20歳以上の日連登録役員。
- ② 都道府県連盟,ブロック連盟の推薦を必要とする。
- ※都道府県大会,ブロック大会,全国大会のセカンドを務めることができる。また,日本代表コーチ及びAIBA(国際ボクシング協会)コーチ受験資格を有する。(国体監督は日本スポーツ協会の認定が必要)

共通

都道府県連盟、ブロック連盟は受験希望者を推薦するかどうかの判断にあたって、一般社団法人日本ボクシング連盟の「アマチュアボクシングにおける指導者の遵守事項(スポーツ科学委員会)」および「セカンド心得(審判部)」の理解度を考慮するものとする。

「別表1〕

	国際大会	全国大会		ブロック大会		都道府県大会	
	帯同コーチ及びAIBA コーチ受験資格者	チーフ	サブ	チーフ	サブ	チーフ	サブ
A級 (20 歳以上)	<u>O</u>	0		0		0	
B級 (18 歳以上)	×	X	0	0		0	
C級 (15 歳以上)	×	X	\circ	×	\bigcirc		

すべての競技会においてセカンドにつく者は当該年度日連登録者でなければならない。

「セカンド資格の特例」

次の資格を新たに認定された日連登録役員は、申請書を提出し、A級セカンドとして認定する。認定料は徴収しない。

- ① 日連強化委員会委員
- ② A級公認審判員
- ③ 日本スポーツ協会公認コーチ(コーチ3)資格取得者
- ④ 日連公認DS
- ⑤ オリンピック選手等で日連の業務執行理事会が承認した者
- 3 セカンドの構成について
 - ①セカンド資格を有する者(A級・B級・C級) すべての競技会において、選手は別表 1のとおり、セカンド資格を有す る者がいなければ出場することができない。
 - ②アシスタントセカンド
 - ①に加えて、日連登録者はアシスタントセカンドとして、セカンドの補助 (椅子出し入れ・うがい補助・マウスガード洗浄等)をセカンドエリア内にて行うことが出来る。但し競技者の安全に関わる、緊急の場合を除き、リング上に立ち入ることは出来ない。
- 4 公認セカンド制度の講習会及び試験について

C級

- ①各都道府県連盟が必要に応じて適宜実施する。
- ②各都道府県連盟が大会前にe ラーニングを利用し、セカンドに必要な役割を講習することができる。終了後、誓約書に署名捺印の上、セカンド資格を日連が認定する。

B級

- ①ブロック連盟が必要に応じて適宜実施する。
- ②各ブロック連盟が大会前にe ラーニングを利用し、セカンドに必要な役割を講習することができる。終了後、誓約書に署名捺印の上、セカンド資格を日連が認定する。

A級

日連が必要に応じて適宜、全国大会レベルで実施する。日連強化・医事の各委員及び審判部の部員が講習及び試験を行い査定し、日連が認定する。

- 5 講習会内容・試験について
 - ①医事委員会

選手の健康、安全配慮、減量、ドーピング検査、競技中の傷・腫れ・止血の手当て等について。

②強化委員会

選手のカテゴリーに応じた日常練習での正しいトレーニング方法やメンタル、スキル、パワーの向上を目指すトレーニング方法と正しいセカンドの任務等について。

③ 審判部

競技規則、安全配慮、セカンドに関する規定等について。

※①~③の各講習会(B・C級はe - ラーニングにて受講可, A級は各2時間程度)を受講し、A級は筆記試験に合格しなければならない。

6 セカンド資格の有効期間

セカンド資格は日連役員または選手登録することによって継続し有効となる。競技会においてセカンドを行う場合には必ずインテグリティ研修を受講すること。その際にセカンド手帳を提出し、実績の証明を受けるものとする。4年間で1度もセカンドの実績が無かった者は取得後4年目の年度内のセカンド資格試験の際に行われる各級のセカンド講習を受講しなければならない。

7 受験申請書(別紙)

受験(定期講習)希望者は、所定の様式に従って申請書を提出しなければならない。

8 認定について

合格通知を受けたものは速やかに認定料等を納入すること。(都道府県単位一括納入) 納入日を以って認定日とする。特別な理由がなく、3か月以内に納入しない場合、資格は 失効する。

- ① 受講・受験料(定期講習)・・・ 5,000円(開催要請連盟の収入)
- ② 査定料(日連)・・・10,000円(開催要請連盟が振込)
- ③ 認定料 C級 認定料は徴収しない。

B級 5,000円

A級 10,000円

	受講・受験料	認定料	更新料 (4年ごと)
A級	5,000円	10,000円	5,000円
B級	5,000円	5,000円	3,000円
C級	0円~3,000円 (主催都道府県,ブロックの裁量による)	徴収しない	3,000円
ワッペ	ン料3,000円(級別) 手軸		

9 任務の兼任の禁止について

大会本部役員、DS,大会審判員、出場選手は原則として当該大会のセカンドはできない。但し大会会長等が諸事情を勘案し許可した場合はその限りではない。

10 インテグリティ研修

チーフセカンドを行う者(指導者)は、日連が定期に実施するインテグリティ研修に必ず参加しなければならない。セカンド手帳を提出し、実績の証明を受けることとする。

11 セカンドの参加届出

全ての大会において、チーフセカンドを務めるものは、大会責任者に対して事前に参加届出を提出しなければならない。(参加申込書にセカンド名欄を設けておく)※チーフセカンドが所属する連盟以外の選手に対してセカンドを務める場合は、大会主催団体等の許可を得なければならない。

12 プロ登録者のU J 大会等におけるセカンド認定について。

プロジムから出場するUJ選手の競技に限ってプロジム登録者のセカンドを認める。但し当日または事前に該当大会実行委員会が行う競技ルールの講習を受講すること。その際に大会実行委員会は主催団体連盟会長が認めたセカンド認定書を発行するものとする。

13 本規定の改廃

本規定の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規定は2016年2月14日から施行する。
- 2 この規定は2019年5月19日から改定する。
- 3 この規定は2019年6月1日から改定する。
- 4 この規定は2020年3月1日から改定する。